

居宅サービス契約書（訪問看護）

様

令和 年 月 日

訪問看護ステーション 舞子台

第1条 契約の目的

事業所は利用者に対し、介護保険法等関係法のもとに、利用者が居宅においてその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適切な訪問看護を提供し、利用者は事業者に対してサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とします。

第2条 契約期間

この契約期間は 年 月 日～ とします。なお、利用者からの契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新します。

第3条 訪問看護の内容

1 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意思を踏まえて、利用者のかかりつけ医の指示および利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、訪問看護計画書を作成し、利用者およびその家族に説明します。

2 事業者は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が居宅サービス計画（ケアプラン）の範囲内で可能な時は、速やかに訪問看護計画書の変更等の対応を行います。

3 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

第4条 訪問看護の利用料

1 利用者は介護保険法等関連法に定める料金を支払います。

2 契約有効期間中、介護保険法等の関係法令の改正により利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改定後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定以後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。

3 利用者は利用料の変更に応じられない場合は、事業者に対し文章で通知し契約を解約することができます。

4 事業者は利用者から料金の支払いを受けた場合はその領収書を発行します。

第5条 利用料の滞納

1 利用者が正当な理由なく利用料 2 月以上滞納した場合は、事業者は 1 ヶ月以内の期限を定めて催促し、なお払わないときは契約を解除します。

2 事業者は前項を実施した場合には、利用者担当の介護支援専門員、利用者の居住区である市区町村等に連絡するなど必要な支援を行います。

第6条 契約終了

1 利用者は、少なくとも3日前までに事業者に予告することにより、いつでもこの契約を解約することが出来ます。

2 事業者は、利用者が正当な理由なくまたは故意に指定訪問看護の利用に関する指示に従わず、要介護状態等を悪化させた場合、またはハラスメント等の常識を逸脱する行為をなし、改善しようとししないなどの理由で、契約の目的が達せられないと判断したときは1ヶ月以内の文章による予告期間をもって契約終了とする。

3 地震や噴火等の天災等の事由によりサービスの実施が出来なくなった場合には、事業者は利用者に対して契約終了とさせていただきます場合があります。

4 その他、次のいずれかの事由に該当する場合は契約を終了します。

- ・利用者が死亡、入院・入所または転出した場合
- ・利用者の病状や要介護等の改善により、訪問看護の必要を認められなくなった場合
- ・その他解約させるを得ない状況が生じた場合

第7条 損害責任

1 事業者は、サービスの提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な処置を行います。

2 事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。

第8条 秘密保持

1 事業者およびその従業員は、訪問看護を提供するうえで知り得た利用者またはその家族の秘密を守ることを義務とします。

2 事業者は、サービス担当者会議等において利用者またはその家族の個人情報を提供する場合は事前に同意を得ます。

3 事業者およびその従業員は退職後も在職中に知り得た利用者またはその家族の秘密を守ることを義務とします。

第9条 苦情対応

1 事業者は利用者またはその家族から苦情の申し出があった場合は速やかに対応します。

2 事業者は、利用者またはその家族が苦情申立機関に苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益や不公平な対応も致しません。

第10条 契約外条項

- 1 利用者および事業者は信義誠実をもってこの契約を履行します。
- 2 本契約に規程のない事項については、介護保険法等関連法の規程を尊重し、利用者および事業者の協議に基づき定めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

(利用者) 住所 _____

名前 _____

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所 _____

名前 _____

立会人

住所 _____

名前 _____

緊急連絡先 _____

（注）「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載して下さい。なお、立会人は契約上の法的な業務等を負うものではありません。

(事業者) 住所 神戸市垂水区舞子台7丁目2番1号 _____

医療法人 浩生会
事業者名 訪問看護ステーション舞子台 _____

訪問看護利用契約における個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところより必要最小限の範囲で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、訪問看護等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

2. 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外に漏れる事がないよう細心の注意を払うこと。
- ② 事業者は個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録しておくこと。

3. 個人情報の内容（例示）

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業所が訪問看護を行うために最小限に必要な利用者や家族個人に関する情報
- ・ 認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・ その他の情報

令和 年 月 日

指定訪問看護事業所 訪問看護ステーション 舞子台

利用者（または代理人）住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

家族（続柄（ ））住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

訪問看護 重要事項説明書

様

令和 年 月 日

訪問看護ステーション 舞子台

1. 事業所の概要

(1) 本社

法人種別	医療法人
事業者名	医療法人 浩生会
本社の所在地	神戸市垂水区舞子台7丁目2番1号
代表者名	理事長 塩谷 文紀
代表番号	078-785-5577 FAX078-785-3131
法人が行う他の業務	介護老人保健施設、通所リハビリテーション、居宅支援事業所、あんしんすこやかセンター、病院、訪問介護グループホーム

(2) サービス提供事業所

事業所名	訪問看護ステーション 舞子台
所在地	神戸市垂水区舞子台7丁目2番1号
電話番号	078-783-9999
介護保険指定業者番号	訪問看護 2860890017
サービスを提供する地域	垂水区

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

2. 事業所の職員体制

職種	
管理者（兼務）	1名
看護師	常勤換算2.5名以上
理学療法士・作業療法士 又は言語聴覚士	必要に応じて配置
事務職員	1名

3. 営業日および営業時間

		営業時間
営業日	下記の休業日を除く毎日	午前9時～午後5時
休業日	土曜日・日曜日・国民の祝祭日 12月29日～1月3日	
緊急連絡先	078-785-5577（老人保健施設舞子台） *訪問看護サービスを受けている旨をお伝えください。	

4.サービスの内容

- ・健康状態の観察（体温・血圧・脈拍・簡易酸素飽和度測定など）
- ・身体の保清（清拭・散髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など）
- ・医療的処置（カテーテルの管理・褥瘡の処置など）
- ・在宅リハビリテーション
- ・ターミナルケア患者等の看護
- ・療養生活や介護方法の指導
- ・その他医師の指示による医療処置

5.訪問看護利用料金および利用者負担（別紙参照）

- ・利用料金は1ヶ月分を翌月の10日までに以下の方法でお支払い下さい。
現金払い（サービス提供時に月1回定められた日をお願いします。）
銀行振り込み（手数料は利用者様負担となります。）
- ・利用者様が、法定代理受領サービスを利用できないことにより償還払いとなる場合は、一旦利用料を全額自己負担いただき、サービス提供証明書を発行させていただきます。後日、当該市町村窓口へ提出し払い戻しを受けて下さい。

6.相談窓口・苦情対応

訪問看護サービスに関する相談、要望、苦情などはサービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい。

- ・サービス提供責任者：大迫弘美
電話番号：078-783-9999（受付時間：月～金曜日 9：00～17：00）
- ・兵庫県国民健康保険団体連合会 介護相談苦情窓口
電話番号：078-332-5617（平日 8：45～17：45）
- ・神戸市福祉局監査指導部
電話番号：078-322-6326（平日 8：45～12：00、13：00～17：30）
- ・神戸市消費生活センター（サービスの質や契約についてのご相談）
電話番号：078-371-1221（平日 9：00～17：00）
- ・養介護施設従業者による高齢者虐待通報専用電話（監査指導部内）
電話番号：078-322-6774（平日 8：45～12：00、13：00～17：30）

7.損害保険への加入

全国訪問看護事業協会の訪問看護事業者総合保障制度に加入しています。

8.記録の整備

定められた記録を作成し、最低5年間は保存する。

9.虐待の防止

事業者は、虐待の発生または再発防止のための対策として、以下の通りとする。

- ・「虐待の防止のための対策を検討する委員会」を設置する。
- ・虐待の防止の為の指針を整備する。
- ・虐待防止のための従事者に対する研修を実施する。
- ・虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。

10.ハラスメント対策

事業者はハラスメント対策のための対応を以下の通りとする。

- ・職場において行われるハラスメントにより、訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための指針に明確化の必要な措置を講じる。
- ・カスタマーハラスメント防止のための指針の明確化などの必要な措置を講じる。
- ・職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。
- ・相談対応のための担当者や窓口を定め、従業者に周知する。

11.業務継続計画の策定等

- ・事業者は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- ・事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- ・事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附則

改定 令和6年9月1日 一部改訂

別紙 訪問看護利用料金表（要介護）

訪問看護ステーション舞子台（2024.6.1時点）

介護保険(1割負担)ご利用の場合

サービス提供時間	20分未満 算定要件あり(314単位)	30分未満 (471単位)	30分～ 1時間未満 (823単位)	1時間～ 1時間30分未満(1128単位)
時間別単位	320単位 (約347円)	477単位 (約517円)	829単位 (約899円)	1134単位 (約1230円)
サービス提供体制加算 I (6)	／回	／回	／回	／回
地域加算	10.84	10.84	10.84	10.84
緊急時訪問看護加算	営業時間外緊急時の電話対応を原則とし必要があれば訪問いたします。 単位数 600×10.84（地域加算分）／月（約651円）			
特別管理加算（I・II）	（I）留置カテーテルなどを使用している状態。 単位数 500単位×10.84／月（約542円） （II）在宅酸素・人工肛門設置・褥創等されている場合 単位数 250単位×10.84／月（約271円）			
初回加算（I・II）	（I）350単位×10.84 退院当日の初回訪問時（約380円） （II）300単位×10.84 初回訪問時（約326円）			
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問	1回あたり20分 294（+6）単位（約326円） 40分（約652円）、60分（約882円） *1日に2回を超えて実施する場合は90/100			

- * 准看護師の場合は上記の基本単位数×90/100
- * 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合 1回につき-8単位
- * 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）は25%加算、深夜（午後10時～午前6時）は50%加算となります。
- * 契約時間外の延長料金は介護保険の場合、支給限度額内に入らない場合は、全額自己負担となります。
- * 営業地域（垂水区内）以外の利用者様は、サービス業者がお尋ねするための交通費の実費が必要となります。（500円／回）
- * その他、加算がある場合がありますが、必要時に適時ご説明させていただきます。

ご不明な点・詳細につきましてはお問い合わせ下さいませようお願い致します

別紙 訪問看護利用料金表（要支援）

訪問看護ステーション舞子台（2024.6.1時点）

介護保険(1割負担)ご利用の場合

サービス提供時間	20分未満 算定要件あり（303単位）	30分未満 （451単位）	30分～ 1時間未満 （794単位）	1時間～ 1時間30分未満 （1090単位）
時間別単位	309単位 （約355円）	457単位 （約496円）	800単位 （約868円）	1096単位 （約1188円）
サービス提供体制加算Ⅰ （6単位）	／回	／回	／回	／回
地域加算	10.84	10.84	10.84	10.84
緊急時訪問看護加算Ⅰ	営業時間外緊急時の電話対応を原則とし必要があれば訪問いたします。 単位数 600×10.84（地域加算分）／月（約651円）			
特別管理加算（Ⅰ・Ⅱ）	（Ⅰ）留置カテーテルなどを使用している状態。 単位数 500単位×10.84／月（約542円） （Ⅱ）在宅酸素・人工肛門設置・褥創等されている場合 単位数 250単位×10.84／月（約271円）			
初回加算Ⅰ・Ⅱ	（Ⅰ）350単位×10.84 退院当日の初回訪問時（約380円） （Ⅱ）300単位×10.84 初回訪問時（約326円）			
理学療法士・作業療法士・ 言語聴覚士による訪問	1回あたり20分 284（+6）単位（約315円） 40分（約629円）			

- * 准看護師の場合は上記の基本単位数×90/100
- * 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合 1回につき－8単位
- * 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合で、利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合 －5単位（PT/OT/STの訪問回数を超えている減算を算定している場合は－15単位）
- * 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）は25%加算、深夜（午後10時～午前6時）は50%加算となります。
- * 契約時間外の延長料金は介護保険の場合、支給限度額内に入らない場合は、全額自己負担となります。
- * 営業地域（垂水区内）以外の利用者様は、サービス業者がお尋ねするための交通費の実費が必要となります。（500円／回）

ご不明な点・詳細につきましてはお問い合わせ下さいますようお願い致します。

【負担額計算方法】：①管理療養費 + ②基本療養費 + ③加算（該当項目のみ）

① 管理療法費

		利用料金 (10割)	1割	2割	3割
訪問看護管理療養費 (月の初回訪問)		7670円	767円	1534円	2301円
訪問看護管理療養費 (月の2日目以降)	訪問看護管理療 養費Ⅱ	2500円	250円	500円	750円

② 基本療法費

		利用料金 (10割)	1割	2割	3割
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	看護師 週3日まで	5550円	555円	1110円	1665円
	看護師 週4日以降	6550円	655円	1310円	1965円
	准看護師 週3日まで	5050円	505円	1010円	1515円
	准看護師 週4日以降	6050円	605円	1210円	1815円
訪問看護基本療養費Ⅱ * 同一建物への訪問	看護師 同一日2人 3日目まで/週	5550円	555円	1110円	1665円
	看護師 同一日2人 週4日以降	6050円	655円	1310円	1965円
	准看護師 同一日2人 3日目まで/週	5050円	505円	1010円	1515円
	准看護師 同一日2人 週4日以降/週	6050円	605円	1210円	1815円

③ 加算

		利用料金 (10割)	1割	2割	3割
緊急訪問看護加算	1日につき (月14日目まで)	2650円	265円	530円	795円
緊急訪問看護加算	1日につき (月15日目以降)	2000円	200円	400円	600円
夜間・早朝訪問看護 加算	1回につき	2100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算	1回につき	4200円	420円	840円	1260円
訪問看護ターミナル ケア療養費Ⅰ	死亡月1回	25000円	2500円	5000円	7500円
訪問看護ターミナル ケア療養費Ⅱ	死亡月1回	10000円	1000円	2000円	3000円
24時間対応体制加 算	1月あたり	6520円	652円	1304円	1956円
訪問看護医療DX情 報活用加算	1月あたり	50円	5円	10円	15円
訪問看護ベースアッ プ評価料Ⅰ	1月あたり	780円	78円	156円	234円

* 利用者様は、サービス業者がお尋ねするための交通費の実費が必要となります。

片道2km未満・・・1回200円

片道2km以上5km未満・1回300円

片道5km以上・・・1回500円

* その他の利用料

営業時間内で1時間30分を超える場合・・・30分毎に1000円

営業時間以外で1時間30分を超える場合

① 午後5時～10時まで及び午前7時～9時・・・1時間毎に2500円

② 午後10時～午前7時まで・・・1時間毎に5000円

死後の処置料・・・10000円

* ご不明な点・詳細につきましてはお問い合わせ下さいますようお願い致します。